

令和6年 第10回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年10月7日（月） 午前9時00分～10時00分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（36人）

No	委員氏名	No	委員氏名	No	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学 欠席
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（1人）

33番 岩石 学

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について
- 2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（10号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和6年第11回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和6年11月5日（火）9時00分
場所 白石町役場 3階大会議室
- 2 農業者年金加入推進協議会の報告について
- 3 農業者年金加入推進支所別打合せ会の開催について

4 第26回全国農業担い手サミット in さがへの参加確認について

5 農業委員会だより編集委員会の開催について

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳壱

7 その他出席職員

なし

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和 6 年 10 月第 10 回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、33 番 岩石学委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 36 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、29 番 一ノ瀬美佐子委員、30 番 橋口均委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 146 号＝

議長 はじめに、1「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第 146 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 1 ページをご覧ください。

議案番号第 146 号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和 6 年 10 月 1 日付けで農業委員会事務局から〇〇が税務課町民税係へ異動しております。

後任としまして、教育委員会学校教育課学校給食係から〇〇が異動しております。

農業委員会の職員は農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項により農業委員会が任免すると規定されており、10 月 1 日に会長から辞令交付を行っていただいております。

それでは対象者の方は前の方へお願いします。〇〇さんからご挨拶をお願いします。

(挨拶)

議長 これで、議案番号第 146 号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は終了いたします。

= 議案番号第 147 号 =

議長 2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第147号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第147号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として9月20日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲受人が譲渡人の農地を購入するにあたり、農地に隣接する畑も併せて売渡しするための申請となります。
譲受人は現在、米、麦、玉葱を作付けされ、また、繁殖牛の飼育も行われています。
今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第147号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第147号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 148 号 =

議長 続きまして、議案番号第 148 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 148 号、権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、弟から兄への贈与です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。弟から兄への贈与と書いてありますが、本当の贈与ですか。

事務局 はい、全くそのとおりです。

議長 他にないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 148 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 148 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 149 号＝

議長 続きまして、議案番号第 149 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 149 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 9 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人は遠方に居住しており、営農の予定もないことから、隣接所有者である譲受人と売買による申請をなされたものです。

譲受人は、小ねぎ、キャベツなど約 9ha の規模で営農されています。今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 149 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 149 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 150 号＝

議長 続きまして、3「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 150 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 150 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 150 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 150 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 151 号＝

議長 続きまして、議案番号第 151 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 151 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は既存の施設の拡張、②は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、庭及び駐車場にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 151 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 151 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 152 号＝

議長 続きまして、議案番号第 152 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 152 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分としまして、①は第 1 種農地、②③は農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②③は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、②③は用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

10月2日に地元農業委員として事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農地への進入路、農業用資材置場及び農業用機械置場を整備するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第152号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第152号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第153号＝

議長 続きまして、4「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第153号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第153号、権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地です。

農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14ページから16ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は既に住宅の一部及び庭となっており、譲受人が居住している宅地と合わせて申請地を贈与される申請です。

申請地の周囲には農地はなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 153 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 153 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 154 号＝

議長 続きまして、議案番号第 154 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 154 号、議案書 4 ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申

請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、〇〇に本社がありますが、事業拡大のため代表取締役の自宅から近い申請地に資材置場及び駐車場を整備する申請です。

周辺農地にも影響はなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。土地の価格はいくらか分かりますか。

事務局 総額 100 万ということで、申請を受け付けております。

〇番 分かりました。

議長 他にないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 155 号＝

議長 続きまして、議案番号第 155 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 155 号、権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、20 ページから 22 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲受人の倉庫に隣接する申請地を駐車場及び資材置場として整備する申請です。

周辺は譲受人及び譲渡人が所有する土地であり、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 155 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 156 号＝

議長 続きまして、議案番号第 156 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 156 号、議案書 5 ページです。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、23 ページから 25 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 19 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、境内地・駐車場・駐輪場にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 156 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 156 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 157 号＝

議長 続きまして、議案番号第 157 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 157 号、権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、26 ページから 28 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は譲受人が居住している宅地の隣接地であり、譲受人の子供が営む運送業の貸駐車場として整備する申請です。

周辺農地にも影響はなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 157 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 157 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 続きまして、5「令和6年白石町農用地利用集積計画（10号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第158号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第158号の「農用地利用集積計画（10号）について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は4件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページに相対での設定が13件、3ページから4ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が13件、合わせて26件の計画が提出されており、賃借権設定が23件、使用賃借権設定が3件となっております。

区分の内訳として新規が18件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが5件ありました。再設定は8件でした。

今回の利用権の総面積は177,737㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが13件、農地中間管理機構によるものが13件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は5件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の各要件を満たすものとして26件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。まず所有権移転について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。整理番号2番と3番について、10a当対価が少し安いのではないかと思います、何か理由があったら教えてください。

○番 3番の○○さんの分については、コルゲートが入っていないため、コルゲートの工事をした場合に、少々費用がかかりますので60万で調整しております。

事務局 2番につきましては、周辺の前歴とかを判断されて、60万とされています。

○番 屋敷の裏で、宅地もあったので。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第158号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号、所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 158 号、利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号、利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 159 ～ 167 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 159 号から 167 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 159 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、埼玉県の○○さんです。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、29 ページから 31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 160 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大戸下の○○さんです。

申請理由は、高齢による農地処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 161 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大阪府の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 162 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇さんです。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、36 ページから 37 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 163 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、38 ページから 39 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 164 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、40 ページから 41 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 165 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、42 ページから 43 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 166 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、戸ヶ里の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、44 ページから 45 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 167 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、廻里の〇〇さんです。
申請理由は、高齢による農地処分でございます。
議案の位置図は、46 ページから 47 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 159 号から 167 号でした。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 159 号から 167 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いします。

議長 議案番号第 159 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 160 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 161 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 162 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 163 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 164 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 165 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 166 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 167 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 159 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 160 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 161 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 162 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 163 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 164 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 165 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 166 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員
議案番号第 167 号、○番 ○○委員、○○番 ○○委員であつせん委員をよろしく
お願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1 合意解約の報告
2 形状変更届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
1 令和 6 年第 11 回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和 6 年 11 月 5 日 (火) 9 時 00 分
場所 : 白石町役場 3 階大会議室
2 農業者年金加入推進協議会の報告について

3 農業者年金加入推進支所別打合せ会の開催について

推進班	集合場所	集合時間
旧 J A 白石支所 旧 J A 六角支所 旧 J A 須古支所 旧 J A 北有明支所	J A 白石支所	本日総会終了後
J A 福富支所	J A 福富支所	本日総会終了後
旧 J A 南有明支所 旧 J A 錦江支所 旧 J A 竜王支所 旧 J A 有明干拓支所	J A 有明支所	本日 13 : 30

4 第 26 回全国農業担い手サミット in さがへの参加確認について

5 農業委員会だより編集委員会の開催について

6 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 00 分
